



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の解散 (村づくり計画課) 1
- 地域森林計画の公表 (森林緑地課) 1
- 地域森林計画の変更の公表・2件 (森林緑地課) 2
- 道路の区域の決定 (道路管理課) 2
- 道路の区域の変更・2件 (道路管理課) 2
- 公共測量の実施の通知 (都市計画・モノレール課) 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民生活課) 3
- 所在不明貸金業者等の登録の取消し・2件 (県民生活課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件 (商工振興課) 4
- 建設業者の許可の取消し (土木企画課) 5
- 開発行為に関する工事の完了・2件 (建築指導課) 9

教育委員会事項

- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認 10

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定・4件 10

告 示

沖縄県告示第23号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成21年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 糸満市照屋土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成21年 1月16日

沖縄県告示第24号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第5条第1項の規定により、平成21年4月1日以降10年間における沖縄北部地域森林計画区の地域森林計画を定めた。

なお、当該計画書並びに森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。

平成21年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、平成18年沖縄県告示第46号で公表した沖縄中南部地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。

平成21年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、平成20年沖縄県告示第16号で公表した宮古八重山地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県宮古支庁農林水産整備課及び沖縄県八重山支庁農林水産整備課において縦覧に供する。

平成21年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成21年 1月27日から同年 2月 9日まで一般の縦覧に供する。

平成21年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 331号
- 3 区域の決定区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	敷地の幅員	延長
名護市字辺野古690番4から 名護市字辺野古690番22まで	12.9m ～ 35.7m	784.9m

沖縄県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成21年 1月27日から同年 2月 9日まで一般の縦覧に供する。

平成21年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 331号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字辺野古687番6から 名護市字二見240番まで	10.4m ～ 51.5m	600.0m
新	名護市字辺野古692番1から 名護市字二見240番まで	12.4m ～ 78.1m	561.0m

沖縄県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成21年1月27日から同年2月9日まで一般の縦覧に供する。

平成21年1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 110号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字饒平名508番11から 名護市字饒平名460番1まで	16.6m ～ 29.1m	83.0m
新	名護市字饒平名508番11から 名護市字饒平名460番1まで	17.3m ～ 33.4m	83.0m

沖縄県告示第30号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、八重瀬町富盛田園土地地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 八重瀬町字富盛島之前原、字富盛真嘉武門原及び字富盛川田原の各一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成21年2月2日から同月20日まで
- 3 作業種類 公共測量（街区・画地出来形確認測量）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成21年3月13日まで縦覧に供する。

平成21年1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成21年1月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄戦記録フィルム1フィート運動の会
- 3 代表者の氏名 福地曠昭
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市久茂地2丁目4番23号池宮商会ビル4階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄戦及びその前後の沖縄の姿を伝える映像資料を収集し、これを沖縄の人々の共有の財産として保存、複写活用することによって沖縄戦の映像を沖縄の子どもたち、世界の子どもたちに伝えること及び沖縄戦に関連する活動を通して、平和な沖縄、平和な日本・世界の礎を築くことを目的とする。

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定により、同法第3条第1項の規定による貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成21年1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 商号又は名称 ベンチャー企画
- (2) 氏名又は代表者の氏名 宇良善光
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県読谷村字長浜1310番地の2
- (4) 登録番号 沖縄県知事(6)第01646号
- (5) 登録年月日 平成18年4月10日
- (6) 登録の取消しの年月日 平成21年1月16日
- 2 (1) 商号又は名称 エースプランニング
- (2) 氏名又は代表者の氏名 伊佐究
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県浦添市伊祖二丁目2番1号レモンビル3-3号
- (4) 登録番号 沖縄県知事(1)第04082号
- (5) 登録年月日 平成19年5月1日
- (6) 登録の取消しの年月日 平成21年1月16日
- 3 (1) 商号又は名称 K, プラン
- (2) 氏名又は代表者の氏名 上原健太郎
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市宇栄原1丁目1番25号M・AアパートB号室
- (4) 登録番号 沖縄県知事(1)第04118号
- (5) 登録年月日 平成19年11月10日
- (6) 登録の取消しの年月日 平成21年1月16日

貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の6第1項の規定により、同法第3条第1項の規定による貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成21年1月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 (1) 商号又は名称 エイドファイナンス
- (2) 氏名又は代表者の氏名 中村哲
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県浦添市勢理客一丁目24番1号宮城アパート1階
- (4) 登録番号 沖縄県知事(1)第03991号
- (5) 登録年月日 平成18年2月20日
- (6) 登録の取消しの年月日 平成21年1月20日
- 2 (1) 商号又は名称 グラウンド・プラン
- (2) 氏名又は代表者の氏名 福田良太
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市樋川1丁目22番37号ベルシティー樋川台211
- (4) 登録番号 沖縄県知事(N1)第04022号
- (5) 登録年月日 平成18年7月1日
- (6) 登録の取消しの年月日 平成21年1月20日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成21年1月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 首里りうぼう 那覇市首里久場川町2丁目122番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社リウボウストア 那覇市松尾1丁目9番49号 代表取締役 茂木正徳
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成21年1月27日から同年2月27日まで

6 縦覧場所 沖縄県観光商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 首里りうぼう 那覇市首里久場川町2丁目122番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社リウボウストア 那覇市松尾1丁目9番49号 代表取締役 茂木正徳
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 駐車台数については、実態調査の結果から変更後の容量で特に問題はないものと思われるが、駐車場が分散し連続性がなく、入庫時の渋滞が懸念されるため、誘導員の設置をすること。また、騒音発生及び照明機器の設置などに伴う周辺環境への影響に配慮し、照明については「光（ひかり）害」とならないよう、省エネルギー及び地球温暖化対策の観点からも必要最小限の範囲にとどめ、その向きにも配慮すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成21年 1月27日から同年 2月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県観光商工部商工振興課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成21年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成20年12月 5日
(2) 商号名 ミツワイズコーポレーション
(3) 代表者名 伊佐進
(4) 所在地 宜野湾市大謝名五丁目 6番 1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第11310号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年11月 6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成20年12月10日
(2) 商号名 池村組
(3) 代表者名 池村武男
(4) 所在地 浦添市字前田641番地の 1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-17）第1657号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年11月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成20年12月19日
(2) 商号名 株式会社大山建設
(3) 代表者名 大山和志
(4) 所在地 石垣市真栄里126番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-18）第1007号、沖縄県知事 許可（般-18）第1007号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年10月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 4(1) 処分をした年月日 平成20年12月19日
(2) 商号名 大倉産業株式会社
(3) 代表者名 仲程好信
(4) 所在地 宮古島市平良字下里225番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第2174号、沖縄県知事 許可(般-18)第2174号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年10月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成20年12月19日
(2) 商号名 有限会社仲里産業
(3) 代表者名 仲里仁榮
(4) 所在地 名護市字屋部1597番地の2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-16)第5956号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年10月31日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成20年12月19日
(2) 商号名 有限会社久高建設
(3) 代表者名 久高たえ子
(4) 所在地 名護市大北三丁目9番20号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17)第11005号、沖縄県知事 許可(般-19)第11005号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年11月6日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成20年12月19日
(2) 商号名 有限会社ミシマ
(3) 代表者名 島袋慶治
(4) 所在地 うるま市字江洲399番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17)第10875号、沖縄県知事 許可(般-18)第10875号、沖縄県知事 許可(般-20)第10875号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年11月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成20年12月19日
(2) 商号名 株式会社興建
(3) 代表者名 大城八重子
(4) 所在地 中城村字新垣1354番地の5
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-17)第5824号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年11月14日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成20年12月19日
(2) 商号名 有限会社外間建設
(3) 代表者名 外間現長
(4) 所在地 恩納村字喜瀬武原348番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第763号、沖縄県知事 許可(般-19)第763号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、管工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、

塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成20年11月14日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、管工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成20年12月19日
- (2) 商号名 株式会社ビーヅ開発
- (3) 代表者名 當山茂人
- (4) 所在地 那覇市字真地183番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17) 第7402号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成20年11月20日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成20年12月19日
- (2) 商号名 有限会社ブリッチ企画
- (3) 代表者名 島尻明憲
- (4) 所在地 宮古島市城辺字長間1470番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17) 第387号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成20年11月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成20年12月19日
- (2) 商号名 大城土木
- (3) 代表者名 大城竹則
- (4) 所在地 八重瀬町字港川351番地の1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18) 第9085号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成20年11月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成20年12月26日
- (2) 商号名 有限会社高富殖産
- (3) 代表者名 有馬俊昭
- (4) 所在地 沖縄市字登川1648番地の1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17) 第10886号、沖縄県知事 許可(般-18) 第10886号、沖縄県知事 許可(般-19) 第10886号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成20年11月25日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成20年12月26日
- (2) 商号名 株式会社総合土木
- (3) 代表者名 金城孝基
- (4) 所在地 糸満市字糸満1961番地の19
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-16) 第5410号、沖縄県知事 許可(般-16) 第5410号、沖縄県知事 許可(般-19) 第5410号、沖縄県知事 許可(般-20) 第5410号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成20年11月26日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。

- 15(1) 処分をした年月日 平成20年12月26日
(2) 商号名 有限会社緑化開発
(3) 代表者名 友寄敏治
(4) 所在地 石垣市平得30番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17) 第6074号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年11月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 平成20年12月26日
(2) 商号名 稲嶺土木
(3) 代表者名 稲嶺盛正
(4) 所在地 南風原町兼城320番地の2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17) 第1611号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年12月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成20年12月26日
(2) 商号名 有限会社沖島建設
(3) 代表者名 島袋朗
(4) 所在地 南城市玉城字船越5番地の8
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18) 第6689号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年12月1日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 平成20年12月26日
(2) 商号名 有限会社丸仲エンジニアリング
(3) 代表者名 翁長盛榮
(4) 所在地 浦添市宮城二丁目8番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-16) 第7103号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年12月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 19(1) 処分をした年月日 平成20年12月26日
(2) 商号名 有限会社大我組
(3) 代表者名 我如古長徳
(4) 所在地 うるま市西原58番地の5
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-17) 第7780号、沖縄県知事 許可(般-17) 第7780号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年12月8日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 20(1) 処分をした年月日 平成20年12月26日
(2) 商号名 株式会社大生通信
(3) 代表者名 與那國隆
(4) 所在地 豊見城市字豊見城318番地の1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-15) 第5180号、沖縄県知事 許可(般-18) 第5180号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装

工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成20年12月11日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

21(1) 処分をした年月日 平成20年12月26日

(2) 商号名 有限会社大信商事

(3) 代表者名 大城信雄

(4) 所在地 豊見城市字平良76番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第10093号、沖縄県知事 許可(般-19)第10093号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、鉄筋工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成20年12月12日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、鉄筋工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

22(1) 処分をした年月日 平成20年12月26日

(2) 商号名 アゲダ空調食品設備株式会社

(3) 代表者名 伊波昇巡

(4) 所在地 北中城村字安谷屋1453番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第1938号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成20年12月12日付けで、建設業法第12条に基づき水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成21年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年10月24日 沖縄県指令土第817号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛372番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字国場1170番地9コーポ仲宗根301 野原康秀
- 5 検査済証番号 平成21年 1月13日 第2685号
- 6 工事完了年月日 平成20年12月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成21年 1月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年 5月20日 沖縄県指令土第591号、平成20年10月27日 沖縄県指令土第899号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字長堂173番6及び173番11
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字宮平950番地の81 有限会社あおば 代表取締役 仲宗根守英
- 5 検査済証番号 平成21年 1月13日 第2686号
- 6 工事完了年月日 平成21年 1月6日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第2号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成21年 1月27日

沖縄県教育委員会

委員長 比 嘉 梨 香

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成21年 1月31日から同年 3月29日まで
- 4 観覧料の額
企画展 「移動と表現」

区 分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	600円	480円
	中学生及び小学生	300円	240円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体が観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第17号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成21年 1月27日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 新石垣空港整備事業、これに伴う附帯工事並びに一般国道390号及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
石垣市字白保嘉良嶽	1960番176	畑	一部畑 一部原野	14,054	14,040	6,972	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の581、501、502、503、504、505、506、507、508、509、510、511、512、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、585、586、529、530、531、532、533、534、535、536、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、555、556、557、558、582、581の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域及び583、W15-16、W15-15、W15-14、W15-13、W15-12、W15-11、584、561、562、563、564、583の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
亡 田盛雅博 相続人 田盛台	石垣市字登野城387番地の4

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏 名	住 所	権利の種類	登記申請の受付年月日及び受付番号
株式会社コシ・トラスト	東京都渋谷区広尾三丁目12番40号	所有権移転請求権 仮登記	平成17年7月15日 第4004号
古波蔵加代子	石垣市字登野城189番地	賃借権設定仮登記	平成12年11月26日 第6587号
芳沢佳代	石垣市字登野城2241番地の304	権利存否及び種類 不明	

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成21年1月8日

沖縄県収用委員会告示第18号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成21年1月27日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 新石垣空港整備事業、これに伴う附帯工事並びに一般国道390号及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所 在	地 番	地 目		地 積(㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
石垣市字白保嘉良嶽	1960番171	牧場	一部建物敷地 一部農園	15,276	15,706	10,572	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の453、456、436、435、434、433、432、431、430、429、428、427、426、425、424、423、455、454、420、419、418、417、416、415、414、413、412、411、410、453の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域及びX6、452、407、406、405、404、403、402、401、451、X7、X6の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
土地所有者不明 ただし 伊良皆恵栄 又は	石垣市字新川2278番地の8

株式会社朝日興業代表清算人 上地英子 | 浦添市伊祖三丁目28番9号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類	登記申請の受付年月日及び受付番号
株式会社朝日興業 (代表清算人 上地英子)	石垣市字登野城810番地の8 (浦添市伊祖三丁目28番9号)	条件付所有権移転 仮登記	平成元年4月18日 第3708号
石垣市	石垣市美崎町14番地	差押	平成12年6月16日 第3560号
石垣市	石垣市美崎町14番地	参加差押	平成15年12月12日 第6524号
伊良皆恵栄	石垣市字新川2278番地の8	抵当権	昭和63年2月5日 第817号
伊良皆恵栄	石垣市字新川2278番地の8	使用借権	
伊良皆恵子	石垣市字新川2278番地の8	権利存否及び種類 不明ただし、ある とすれば使用借権	

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成21年1月8日

沖縄県収用委員会告示第19号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成21年1月27日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 新石垣空港整備事業、これに伴う付帯工事並びに一般国道390号及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測			
石垣市字盛山西牛種子	175番80	畑	原野	18,008	18,043	16,667	-	注1
石垣市字盛山外ウロン	143番1	畑	牧草地	9,118	9,129	665	1,342	注2～ 注9

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のF11-45、F12-47、F12-48、W52-136、W52-137、312、306、305、304、303、302、311、F11-45の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。

注2 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、114、115、118、139、138、137、136、135、134、133、127、129、130、132、101各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域から、別紙図面表示の119、126、123、122、119の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域を除いた区域である。

注3 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の142、143、1103、110、109、108、107、106、105、104、103、102、101、1101、142の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。

注4 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の138、139、1104、140、141、138の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。

注5 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の131、130、129、128、131の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。

注6 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の119、120、125、126、119の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。

注7 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の121、122、123、124、121の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。

注8 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の116、115、114、113、116の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。

注9 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の118、117、112、111、118の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。

(注1から注9までに係る別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
農業生産法人有限会社ゆいまー牧場	石垣市字白保1057番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏 名	住 所	権利の種類	登記申請の受付年月日及び受付番号
沖縄振興開発金融公庫	那覇市おもろまち1丁目2番26号	抵当権	平成12年10月3日 第5686号
株式会社ナイスアシスト	大阪市浪速区元町一丁目5番7号ナンバプラザビル	根抵当権	平成13年11月16日 第6902号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成21年1月8日

沖縄県収用委員会告示第20号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成21年1月27日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 新石垣空港整備事業、これに伴う附帯工事並びに一般国道390号及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
石垣市字盛山東牛種子	208番	原野	原野	1,928	1,927	1,927	

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
亡 米盛六郎	石垣市字白保61番地
法定相続人 米盛オヨシ	石垣市字石垣346番地の10
法定相続人 米盛加代	浦添市屋富祖二丁目10番7号みどりアパートA-2号室
法定相続人 米盛勝己	石垣市字真栄里722番地の25
法定相続人 米盛賢方	石垣市字石垣346番地の10
法定相続人 米盛方雄	那覇市壺屋2丁目19番21号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏 名	住 所	権利の種類	登記申請の受付年月日及び受付番号
株式会社琉球銀行	那覇市久茂地1丁目11番1号	抵当権	昭和32年11月13日 第7698号
株式会社沖縄銀行 (八重山相互銀行)	那覇市久茂地3丁目10番1号	根抵当権	昭和33年2月19日 第934号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成21年1月8日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円